

令和2年12月 営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)に関するご案内 「市内全域 令和2年12月16日~令和3年1月13日】

◆ 営業時間短縮協力金とは?

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、大阪府が令和2年12月16日~令和3年1月13日までの間、大阪市全域を対象に実施した、酒類の提供を行う飲食店等に対する休業要請等(以下「要請」)にご協力いただいた事業者に、「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」(以下「協力金」)を支給いたします。

◆ 対象者(支給要件)

次のいずれにも該当する事業者が対象です。

- (1)要請の<u>対象区域内(大阪市全域)に施設(店舗)を有する</u>こと。 ただし、12月15日(※1)までに当該施設(店舗)を開業し、営業の実態があること。
- (2)対象施設(店舗)を運営(当該施設を自ら使用し営業活動を行うこと。)しており、 12月16日~1月13日(※1)までの全期間、大阪府の要請(休業・営業時間短縮)を 遵守していること。(裏面の「対象施設及び要請内容」参照)
- (3)対象施設(店舗)において、要請期間終了(1月13日(※1))までに、<u>大阪府感染防止</u> <u>宣言ステッカーを導入(登録・掲示)</u>していること。(※2)
- (4) 対象施設(店舗)において、<u>営業に関する必要な許認可等を取得</u>していること。(<u>飲食店</u> 営業許可は必須)
- ※ 1 ··· 要請を遵守された期間(①12月16日~1月13日、②12月16日~1月11日、③12月16日~12月29日、 ④12月30日~1月13日、⑤12月30日~1月11日)に応じて、始期及び終期となる日付は異なります。
- ※2 … 要請の全期間、終日休業されていた施設(店舗)については、要請期間後の営業再開日または協力金の申請日のいずれか早い日までにステッカーを導入した場合、支給対象となります。
- (注) もともとの営業時間が5時から21時内である対象施設(店舗)は、本協力金の支給対象外となります。

◆ 支給額

| 要請を遵守した期間 | 支給額 | 要請を遵守した期間 | 支給額 |
|--------------|-------|---------------|------|
| 12月16日~1月13日 | 156万円 | | |
| 12月16日~1月11日 | 148万円 | 12月16日~12月29日 | 76万円 |
| 12月30日~1月13日 | 80万円 | 12月30日~1月11日 | 72万円 |

※ 協力金の支給は、対象となる1施設(店舗)につき1回に限ります。

◆ 申請手続

大阪市行政オンラインシステムから、パソコンまたはスマートフォンで申請いただけます。 大阪市ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認のうえ、大阪市行政オンラインシステムの申請サイトにアクセスし、申請してください。

感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市ホームページ)

https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000522177.html



【申請受付期間】令和3年1月14日(木曜) 9時 から 2月26日(金曜) まで

※オンライン申請ができない方は郵送申請がご利用いただけますが、支給までに時間を要します(郵送については市ホームページ、又は裏面の問合せ先までお問い合わせください)。

◆ 対象施設及び要請内容(大阪府ホームページから引用)

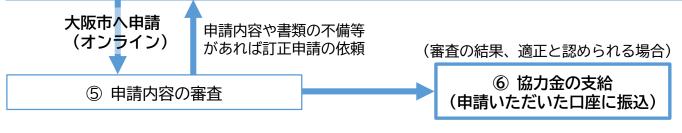
要請の対象施設及び要請内容は、下表のとおりです。

| 対象施設 | | 要請内容 |
|--|---|---------------------------|
| 接待を伴う飲食店(キャバレー、ホストクラブ等)、政令対象(※)の酒類の提供を行う飲食店 | 業種別ガイドラインを遵守 (感染防止宣言ステッカーを 導入)していない施設 | 休業を要請 |
| (バー、ナイトクラブ、カラオケ店等) ※新型インフルエンザ等対策特別措置法施 行令第11条第1項各号に掲げる施設 | 業種別ガイドラインを遵守 (感染防止宣言ステッカーを 導入)している施設 | 営業時間短縮 (5時〜21時) を要請 |
| その他の酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等) | | 営業時間短縮 (5時〜21時) を要請 |

◆ 協力金の申請~支給までのおおまかな流れ

大阪市行政オンラインシステム(パソコンまたはスマートフォンから)

- ① 大阪市行政オンラインシステムの利用者登録(事業者として登録)
- ②(1月14日9時~)大阪市行政オンラインシステムの「事業者向け手続き」から「【市内全域、12月16日~1月11日要請分】感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金」の申請サイトへ
- ③ 要件確認、申請者・施設情報、誓約事項を入力
- ④ 必要書類を添付(下記のほか、審査に必要な追加書類等の提出をお願いする場合があります)
 - ・営業に必要な許認可証等の写し(飲食店営業(必須)のほか、営業に必要な許認可証)
 - ・本人確認書類の写し(運転免許証の写しなど)
 - ・店舗写真など(店名がわかる外観写真、時短営業等のビラ、ステッカーの掲示写真など)
 - ・振込先口座の通帳の写し
 - ・直近の確定申告書の写し



注:大まかな流れですので、申請の際は必ず大阪市ホームページをご確認ください。

問合せ先

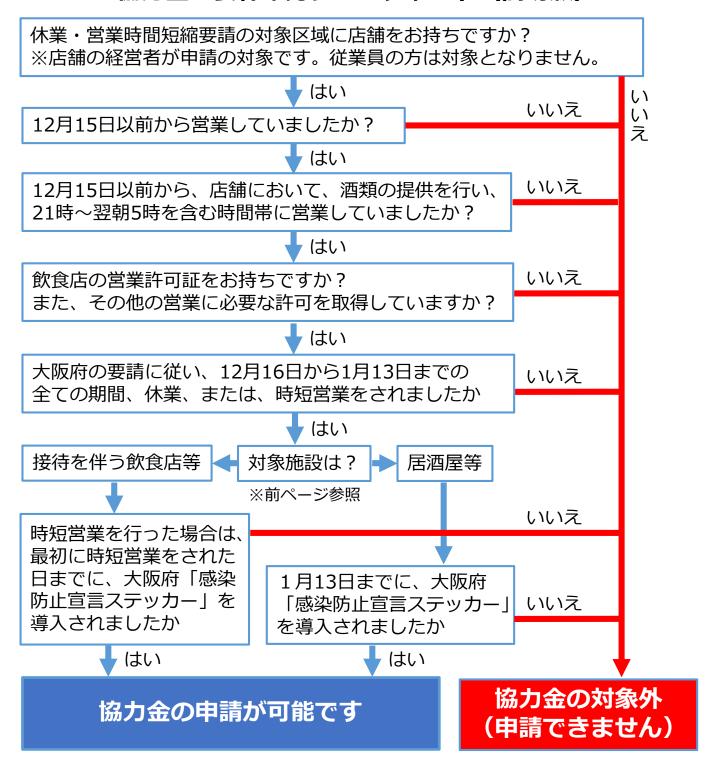
時短協力金事務局:

06-6654-3553、06-6655-0820、06-6655-0711 開設時間:月~土、9時~17時30分 ※ 日及び祝日は対応しておりません。

【大阪府の休業(営業時間短縮)要請について】

休業要請等コールセンター: 06-4397-3268 (平日9時30分~17時30分)

協力金・要件確認フローチャート(簡易版)



申請内容(添付書類を含む)を審査のうえ、 適正と認められる場合、協力金を支給いたします。

注:要請を遵守された期間に応じて、各日付は異なります。また、要請の全期間、終日休業された店舗については、ステッカー導入日の要件が異なります。

<u>上記のフローチャートは、簡易版ですので、申請の際は、必ず大阪市ホームページを</u> <u>ご確認ください。</u>



【よくある問合せ】

Q:12月18日にステッカーを導入した場合、12月16日、17日は休業している必要があるのか。

A:要請期間である12月16日~1月13日の全期間、大阪府の要請を遵守いただく必要があります。 そのため、 ステッカー導入前の12月16日、17日において、「接待を伴う飲食店」「政令対象の 酒類の提供を行う飲食店」については、 休業している必要があり、「その他の酒類の提供を伴う飲食 店(居酒屋等)」については、営業時間短縮(5時~21時)をしている必要があります。

Q:21時以降も店内飲食のある店で酒類を提供している場合、21時以降は酒類の提供をやめれば要請 に協力していることとなり、協力金の対象になるのか。

A:21時で店内飲食の営業を終了しない場合、協力金の支給対象にはなりません。

Q:営業時間短縮要請の対象の店が、要請期間中休業した場合は、協力金の対象になるのか。

A:休業した場合も協力金の支給対象になります。

Q:営業時間短縮要請の対象の店で、21時以降にデリバリー(あるいはテイクアウト)により営業を行った場合は、協力金の対象になるのか。

A:店内飲食の営業を21時で終了し、デリバリー等に切り替えていただいた場合は、休業要請等に応じていただいたことになりますので、協力金の支給対象になります。

Q:開業してから間もないため、初回の確定申告期限が到来しておらず、直近の確定申告書の写しが用意できない場合は、どうすればよいか。

A:例えば以下のような営業実態を確認できる書類を提出してください。

【法人の場合】法人設立設置届出書

【個人の場合】開業届